

分析調査とは・・・ 以下のような内容を 20～30 枚程度の報告書として作成します。

様

この度は、株式会社ビューグラントの永住ビザ分析調査をご利用頂きまして誠にありがとうございます。〇〇様のご希望でありますオーストラリア永住ビザ（技術移民）取得の可能性について、ご提供頂いた情報を元に現地エージェントとともに調査を実施致しました。では、早速ではございますが、下記にて調査結果を報告させて頂きたいと思っております。

技術移民プログラム（General Skill Migration）

このビザは、オーストラリアには無い、又は現在不足している技能や経験を持っている方を広く受け入れるために規定されているビザとなっています。技術や知識を有した職歴者を申請対象にしていることから**技術系（Skilled class、スキルドクラス）**¹と呼称されます。

審査では申請者の技能（学歴・職歴・資格）、年齢、英語力、その他のボーナスの項目からなる「ポイント・テスト」に合格することが義務付けられており、2010年5月現在のポイント・テストの合格点は、州政府や現地に居住する親族からスポンサーなどを得ないことで、いわば独立的に申請する「技術独立ビザ（Skilled Independent Visa – Subclass 175）」の場合には120点に設定されています。また家族や州政府のスポンサーが付くケース（Skilled Sponsored Visa – Subclass 176/475）は100点に設定されています。尚、この合格点やビザの規定はオーストラリア国内の経済や労働市場で必要とされる人材像などから予告なしに変更されますので注意が必要です。

技術移民ビザ申請資格

技術移民ビザを申請する申請者が必ず満たさなければならない、幾つかの最低限の申請条件を下記にてご説明致します。

- 1．申請時の年齢が18歳以上45歳未満であること
- 2．申請に含まれる全申請者は同国に悪影響を与えるような健康上の障害をもっていないこと
- 3．申請に含まれる全申請者は、過去に犯罪歴が無いこと（一般的に交通違反や軽犯罪は該当しませんが、最終的な判断は移民局に委ねられます。）
- 4．十分な英語能力があること（IELTS試験にて6.0点以上を獲得すること、または他の方法にて高度な英語力があると移民局に証明すること
- 5．高校卒業以降に取得した学位、資格又は同等の実務経験を有していること
- 6．移民局が定める専門職業リスト（SOL: Skilled Occupations List）掲載職業を指名すること
- 7．申請前の24ヶ月以内に12ヶ月以上、申請する専門職業リストでの実務経験があること
（特例）申請者がオーストラリアの高等教育機関にてDiplomaやBachelorと呼ばれる学位を2年以上のフルタイムにて取得し、コース終了後6ヶ月以内にビザを申請することができれば、上記の実務経験は免除されることになります。（2 year study rule）
- 8．ビザ申請前に技術査定に合格していること

以上が申請者に課せられている最低申請条件となります。これらの中で一つでも条件を満たすことが出来な

¹本査定では、これらのビザのことを総称して、技術移民ビザと表現いたします。

い場合には、技術移民ビザの申請ができないことになります。

【各種申請条件と 様の適合性】

様は 歳となりますので、条件を満たします。
健康診断にて問題が無ければ条件を満たすことができます。
無犯罪証明書にて犯罪歴が無いことを証明すれば条件を満たすことができます。
IELTS 試験にて規定以上の点数を獲得することができれば条件を満たすことが可能です。
高校卒業資格以上を保有され、また十分な実務経験を有していますので条件を満たせます。
ご経歴から判断すると指名することが可能な職業があると考えます。詳細は下記にて。
規定日数以上の実務経験があれば条件を満たすことが可能です。詳細は下記にて。
技術査定に合格することができれば条件を満たします。詳しくは下記にて。

様のケースは全ての申請条件を満たせる可能性があると考えます。

【ポイント・テストと第一次審査について】

申請者はポイント・テストにおいて 120 点（或いは 100 点）を取得できる事を**前提**に移民局へ申請を行うこととなります。逆にポイントが不足しているケースで申請を行ったとしても、申請は却下されることとなります。（それぞれの項目における取得できるポイント数については本査定 2 ページ目をご参考下さい。）

このポイント・テストの中で最も配分が大きい項目が、**技術点（Point For Skill）**となります。オーストラリア移民局（Department of Immigration And Citizenship）は自国の労働市場の需要と供給を考慮して、**移民専門職業リスト（Skilled Occupation List）**にて職業別に技術点（0 点、40 点、50 点、60 点）を割り振っています。（新しい SOL リストは 5 月中に発表予定です）

申請者の立場で見れば、できる限り、高得点を得られる職業を指名できるようになりたい、となるわけですが、オーストラリア技術移民ビザにおいては、自らが勝手にその技術者である、ということの名乗ることはできません。申請者がその「技術者」であるのならば、申請者はその「技術者」であるということを、オーストラリアから認めてもらわなければなりません。認められるためには移民局（DIAC）が認定している、職業別の審査団体に個別に依頼し、合格しなければなりません。この審査は**技術査定（Skill Assessment）**と呼ばれており、ビザ申請における第一次審査として位置づけられています。

申請者はこの、技術査定に合格することで、その合格職業で技術移民ビザを申請する事が可能になり、ポイント・テスト上の技術点を得られる仕組みになります。言い換えると、技術査定にて合格をしなければ、審査を先に進めていく事が出来ません。従いまして、様にお心得頂きたいファーストステップは、まず自身がどの職業で申請すべきか、の**職業の選び出し（職業選定）**となります。

～ 中略 ～

全ての規定について報告いたします。

様のポイント・テスト獲得予想点数

- (1) 技能点：60 点（技術査定に合格したと仮定）
 - (2) 年齢点：30 点（現在 00 歳になるまでに本申請すると仮定）
 - (3) 英語点：15 点（IELTS のジェネラルモジュールの全セクション 6.0 点以上取得）
 - (4) 職歴点：10 点（申請日から遡り過去 4 年中 3 年以上の実務経験がある）
 - (5) 配偶者ボーナス：00 点（配偶者ボーナスを取得しないと仮定）
 - (6) 豪州資格ボーナス：00 点（該当なし）
 - (7) その他ボーナス：00 点（該当なし）
 - (8) スポンサーシップ：10 点（州政府からのスポンサーボーナス）
-
- 合計： 125 点（現在の SRS/SSV パスマークは 100 点になります。）

上記のように州政府からのスポンサーボーナスが得られた上で SRS/SSV ビザであれば 100 点以上あれば申請が可能になりますので、チャンスがございます。以上が技術-スポンサー地方都市暫定ビザの詳細となります。

これらを 様のご経歴に照らし合わせてみますと、 州政府が受け入れ可能な職業で技術査定に合格する、 指名職業に応じた雇用証明の作成、 必要な IELTS ポイントの取得、 申請可能州政府からのスポンサーシップが確定すれば、この暫定ビザを取得することが可能であると判断いたします。

そして、この暫定ビザを取得し、就労・居住条件を満たした後に永住権へ切り替えることで最終的な目的である永住権を獲得することができることになります。尚、永住権取得後については、オーストラリア国内どこへでも居住することが可能となりますことをお伝えしておきます。

総合判定

上記の点数を獲得するために 様が今後ご準備しなければならない事は下記になります。

様が暫定ビザ取得までに満たさなければならない条件
面接及び実技試験に耐えられるだけの英語力を身につけること
技術査定を 備と合格
IELTS で各セクション 6.0 以上のスコアをお取いただく。
州政府へのスポンサー申請と合格
移民局に申請を行う。

以上を踏まえて頂ければ、私どもの最終判断は、様にはオーストラリア永住ビザ取得の可能性があるということになります。 **以下、省略**